

税金・国民健康保険・後期高齢者医療・年金

税金

分類	課税対象者	内容等	
市 民 税	個人市民税	毎年1月1日現在市内に住所のある方、事務所・事業所・家屋敷等を持っている方	
	法人市民税	市内に事務所・事業所等を有する法人	
普 通 税	固定資産税	毎年1月1日現在市内に土地、家屋、償却資産を持っている方 ●年の途中で家屋の取り壊し、土地・家屋の売却を行った場合でも全額課税されます。 ●事業用の償却資産の所有者は毎年1月末までに申告をしてください。	
	軽自動車税	毎年4月1日現在市内に定置場のある原動機付自転車や軽自動車等を持っている方 令和元年10月1日より軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変更されました。 ●廃車(廃棄・紛失・盗難等)手続き・名義変更(他人に譲る場合)手続きをしないと元の所有者に税金がかかります。 ●転出・転入の際にも届出が必要です。(下記参照)	
	(環境性能割)	市内に定置場のある軽自動車を取得した方 令和元年10月1日より自動車取得税に代わって創設されました。当分の間、都が賦課徴収等を行います。	
市たばこ税	納税義務者は、製造たばこ製造者および製造たばこを保税地域から引き取る方	製造たばこに課される間接消費税で、小売価格に含まれています。	
目 的 税	事業所税	市内で床面積の合計が1,000m ² を超えるか従業者数が100人を超える事業を行う方	法人は事業年度終了後2カ月以内、個人は3月15日が申告納付期限です。
	都市計画税	毎年1月1日現在市内に土地、家屋を持っている方	固定資産税と合わせて課税
	国民健康保険税	国民健康保険加入世帯の世帯主	→93ページ参照
都 税			
国 税			

軽自動車の登録・変更窓口

- 125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車
問市民税課 ☎60-1822 および市政センター
- 125ccを超える二輪
問東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2033
- 三輪と四輪(660cc以下の軽自動車)
問軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 ☎050-3816-3104

市税の納付について

- 納付方法等について
問納税課管理係 ☎60-1827
- 納付の相談
問納税課納税係 ☎60-1828

市税等の納付方法

- 問納税課管理係 ☎60-1827(市民税・都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)
- 問保険年金課後期高齢者医療係 ☎60-1913(後期高齢者医療保険料)
- 問高齢者支援課介護保険係 ☎60-1845(介護保険料)

- 金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)国内本支店での納付
●市役所・各市政センター内の金融機関窓口でも納付できます(月～金曜の午前8時30分～午後5時)。
●納付書に記載のある金融機関以外の金融機関でご納付いただく場合は、手数料がかかることがあります。

- 口座振替
●ご登録いただいた預金口座より納期限日に引き落とします。
●手続き方法
〈口座振替依頼書による方法〉

納税通知書、預金通帳、銀行届出印を持って、取扱い金融機関または市役所担当課窓口へ。口座振替依頼書を担当課に郵送する方法もあります。(介護保険料は金融機関窓口のみで受付)

〈ページ口座振替受付サービスによる方法〉
キャッシュカード、本人確認書類を持って、担当課へ。窓口でキャッシュカードを専用端末に読み込ませ、暗証番号を入力。

※一部お取扱いできないカードがあります。
※取扱い金融機関、申込期限等詳しくは担当課へ。
※介護保険料は対象外です。

- コンビニエンスストア納付
●納付書1枚当たり30万円以下の場合に納付できます。

- その他の納付方法
●地方税お支払サイトからの納付(インターネットバンキング/クレジットカード等)
※対象科目:市税、国民健康保険税
●全国のeL-QR対応金融機関本支店での納付
※対象科目:市税、国民健康保険税
●ページ(Pay-easy)納付
※対象科目:市税、国民健康保険税、介護保険料
●スマートフォン決済アプリ納付
※対象科目:全科目 ただし、納付書の読取箇所が異なる場合があります。

上記について詳しくは市ホームページをご覧ください。



自分の固定資産を他と比較したい

- 固定資産(土地・家屋)の縦覧
問資産税課 ☎60-1826
ご自分の資産と他の土地・家屋の評価額を比較するために、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っています。
●手数料:無料
●期間:原則として毎年4月1日～第1期納期限の日
●対象:納税者

固定資産の課税内容を確認したい

- 固定資産課税台帳の内容確認
問資産税課 ☎60-1826
ご自分の資産の課税内容を確認するために、固定資産課税台帳の閲覧を行っています。
●手数料:1人1件につき300円(縦覧期間中は無料)
●対象:納税義務者、賃借料等の対価を支払っている借地人・借家人、固定資産の処分の権利を有する一定の方

税関係の証明書を閲覧・請求したい

- 問市民税課 ☎60-1822
閲覧・請求できる主な証明書は、表のとおりです。証明の種類をお確かめのうえ、身分証明書等をお持ちになってお越しください。証明書の請求申請は原則として本人に限られています。代理人が申請する場合、委任状(次のページに見本があります)が必要となります。
●手数料:証明1件・閲覧1人1件につき300円(住宅用家屋証明のみ1件1,300円)

税証明書・閲覧一覧

証明の種類	証明事項・使途等	申請に必要なもの
市民税・都民税・森林環境税(令和6年度分から)課税非課税証明※	所得金額・課税額等の記載があります。	●本人の身分証明書 ●代理人が申請する場合は、委任状・代理人の身分証明書
市民税・都民税・森林環境税(令和6年度分から)納税証明	課税額・納税額のみ記載があります。(所得金額の記載はありません。)	
軽自動車税(種別割)納税証明	車検用はどなたでも申請できます。	
国民健康保険税納税証明	課税額、納税額のみ記載があります。	
固定資産税・都市計画税課税証明、納税証明	課税額、納税額のみ記載があります。	●どなたでも申請できます
固定資産評価証明	価格および課税標準額の記載があります。	
固定資産公課証明	価格・課税標準額・税相当額の記載があります。	
土地・家屋所在証明	価格および課税標準額の記載はありません。車庫証明等に使用します。市政センターでは取り扱いません。	

※表は次ページに続きます。



国民健康保険

国民健康保険の対象者・届出

問保険年金課 国保年金係 ☎60-1834

誰でも安心して医療が受けられるように、お互いに助け合うための制度です。国民健康保険に加入しなければならぬ場合は必ず手続きをしましょう。

■対象者

次の項目に該当しない方

- ①職場の健康保険加入者とその扶養家族
- ②国民健康保険組合の加入者
- ③生活保護受給者
- ④後期高齢者医療制度の被保険者
- ⑤在留資格が「短期滞在」等の外国人

■届出

以下のようなときは被保険者証を持参のうえ、各窓口へ14日以内に届出をしてください。

- 市民課または市政センターへ
 - ・家族が転入・転出するとき
 - ・子どもが生まれたとき(母子手帳も持参)
 - ・家族が死亡したとき
 - ・住所・氏名・世帯主に変更があったとき
- 保険年金課国保年金係または市政センター(夜間窓口を除く)へ
 - ・職場の健康保険をやめたとき(資格喪失証明書・運転免許証等本人確認できる書類、マイナンバーの確認できる書類を持参)
 - ・職場の健康保険に加入したとき(会社からの手続きはありませんので、職場の健康保険証、本人確認できる書類、マイナンバーの確認できる書類を持参)

認できる書類、マイナンバーの確認できる書類を持参し、ご自身でお手続きください)

- ・被保険者証をなくしたとき
 - ・生活保護廃止あるいは開始のとき(市政センターではお取り扱いしません)
- ※健康保険証としてのマイナンバーカードの利用に伴い、届出方法等を変更する場合があります。

保険税の仕組み・課税額

問保険年金課 国保年金係(賦課担当) ☎60-1835

保険税は、医療分・後期高齢者支援金等分と40歳以上65歳未満の加入者にかかる介護納付金分があり、資格を取得した月分から課税されます。なお、課税額は、前年の所得に応じてかかる「所得割」と、世帯の加入者全員にかかる「均等割」とを合計した額となります。災害により大きな損害を受けたとき等の特別な事情で保険税の納付が困難な方は、申請により保険税が減免される場合があります。

保険税の納付

問納税課 納税係 ☎60-1828

国民健康保険税の納期は年8回です。保険税の納付が困難な場合についてのご相談は、納税課納税係までお問い合わせください。納付方法については、91ページ「市税等の納付方法」をご覧ください。

給付一覧

(令和5年12月現在)

問保険年金課 国保年金係 ☎60-1834

種類	状態・状況等	給付額等	その他
療養の給付	●病気、けが、歯の治療	①小学校就学前…8割(自己負担2割) ②小学校就学後～70歳未満…7割(自己負担3割) ③70歳以上 一定以上所得者…7割(自己負担3割) 一般…8割(自己負担2割)	医療機関等を受診の際は、被保険者証、高齢受給者証(70歳以上の方)、その他医療証を合わせてご提示ください。
療養費	●旅行中や急病等やむをえず「被保険者証」を提示できずに医療機関にかかったとき。 ●あんま、はり、きゅう(医師の同意が必要)、柔道整復師による施術を受けたとき。 ●医師が治療上必要と認めたコルセット等の補装具をつけたとき。 ●やむをえず海外で医療を受けたとき。	医療費の全額を支払ったとき、申請により支払った費用の一部の払い戻しが受けられます。	それぞれ必要な添付書類があります。
高額療養費	●原則として一人の加入者が、同月内に医療機関へ支払った金額(保険対象でない費用を除く)が自己負担限度額を超えたとき。	国保に加入している世帯の市民税の課税状況や所得区分、受診された方の年齢等により異なり、診療を受けた被保険者ごとに計算した後、世帯単位で計算します。	該当した方には診療月から3カ月後以降に申請書を送付します。
出産育児一時金	●加入している人が出産したとき	500,000円 (令和5年3月31日以前の出産は420,000円)	必要な添付書類があります。
葬祭費	●加入している人が死亡し、葬儀を行ったとき	50,000円	必要な添付書類があります。

※限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証や特定疾病療養受療証ほか高額療養費貸付制度があります。

郵送での請求方法

証明書は郵送でも請求できます。市民税課宛に次の①、②、③、④のものをお送りください。

- ①ア～ウの記載のある申請書
 - ア、住所、氏名、生年月日、電話番号(日中連絡可能なところ)
 - イ、必要な証明の名称、年度、枚数、使用目的
 - ウ、軽自動車税(種別割)納税証明(車検用)については車両番号、固定資産関係証明については所有者名、物件の所在地番、家屋番号
- ②手数料(郵便局の定額小為替)
- ③返信用封筒(必ず切手を貼付)
- ④申請者の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し

【郵送先】〒180-8777(住所記載不要)

武蔵野市役所財務部市民税課管理係 まで

証明の種類	証明事項・用途等	申請に必要なもの
法人市民税納税証明	税額、納税額の記載があります。 市政センターでは取扱いません。	●法人の代表者が申請する場合は、代表者印と身分証明書 ●代理人が申請する場合は、委任状・代理人の身分証明書
法人所在証明	税額の記載はありません。 市政センターでは取扱いません。	●どなたでも申請できます
住宅用家屋証明	登録免許税の軽減を受けるために使います。	●必要書類
土地・家屋課税台帳(閲覧用)および公図の閲覧	価格および課税標準額の記載はありません。 市政センターでは取扱いません。	●どなたでも申請できます

※コンビニ交付の場合は、証明1件200円、現年度・前年度分の在住者本人のもののみ交付可能です。利用条件等は24ページをご覧ください。

■委任状の見本

委任状

代理人 住所
氏名

下記事項を上記の者に委任します。

用件
○年度 △△証明書 ○通交付を受けること

令和 年 月 日

住所
氏名
生年月日

武蔵野市長 殿

※軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)については委任状不要です。

証明請求時に提示する身分証明書等

問市民税課 ☎60-1822

不正な証明書の取得を未然に防止するため、以下の証明書を交付申請する際には、身分証明書等の提示が必要です。

■請求時に、身分証明書等の提示が必要な証明書

1. 市税の課税・納税に関わる証明書(軽自動車税(種別割)納税証明書<車検用>、法人所在証明書を除く)
2. 固定資産関係証明書(土地・家屋所在証明書を除く)

〈必要な身分証明書〉

身分証明書の種類	具体的な書類の例				確認する数	
官公署の発行した身分証明書、法令に基づき発行された資格証明書、またはこれらと同等の証明書等	運転免許証	旅券(パスポート)	個人番号カード	住民基本台帳カード	いずれか1点	
	各種年金証書(手帳)	写真のある社員証および学生証	身体障害者手帳	恩給証書		
	特別永住者証明書	生活保護受給者証	介護保険被保険者証	戦傷病者手帳		各種医療証
	療育手帳	官公署の職員の身分証明書(独立行政法人および特殊法人を含む)	納税通知書	宅地建物取引主任者証		船員手帳
本人名義のもので、本人に交付された証明書等	海技免状	猟銃・空気銃所持許可証	無線従事者免許証	公の機関が発行した資格証明書、またはこれらと同等の証明書	いずれか2点	
	写真のない社員証および学生証	預金通帳	キャッシュカード	各種会員証等		
	クレジットカード	診察券	消印のある本人宛郵便物			

■法人関係証明書の場合 法人関係証明書(軽自動車税(種別割)納税証明書<車検用>、法人所在証明書、土地・家屋所在証明書を除く)の交付申請には法人代表者印(社判)の押印が必要です。



入院時食事療養費

問保険年金課 国保年金係 ☎60-1834

国民健康保険に加入している方が入院したときは、食事療養に係る費用のうち標準負担額をお支払いいただきます。標準負担額は、世帯の課税状況等により変わります。

後期高齢者医療制度

問保険年金課 後期高齢者医療係 ☎60-1913

後期高齢者医療制度の対象者等

- 対象 ①満75歳以上の方
75歳の誕生日から自動的に加入します。
②満65歳以上で一定の障害がある方
加入は任意ですので申請が必要です。
障害程度を証明する書類をお持ちください。

■転出する場合

東京都外に転出する場合は「負担区分等証明書」が必要です。転出手続きの際に申請をし、証明書の交付を受けてください。都内転出の場合は必要ありません。

※健康保険証としてのマイナンバーカード利用に伴い、届出方法等を変更する場合があります。

医療機関での自己負担

■後期高齢者医療被保険者証の提示

医療機関の受診時や訪問看護利用時(介護保険が適用されない場合のみ)に提示することにより、医療費等の自己負担額が被保険者証記載の一部負担金の割合(1割、2割、または3割)になります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付

下記の方は、市に申請することで、各認定証の交付を受けることができます。

所得	交付を受けることができる認定証
住民税非課税世帯の方	限度額適用・標準負担額減額認定証
被保険者証の窓口負担割合が3割の方のうち、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の世帯の方	限度額適用認定証

医療機関等の窓口で提示することで、保険適用の医療費等の支払いが、各所得区分の自己負担限度額までとなります。

■特定疾病療養受療証

高額な治療を継続して行う必要がある次の疾病の方は、申請により特定疾病の自己負担額が月額1万円までとなります。

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血友病
- ・血液製剤の投与に起因するHIV感染症

保険料

75歳の誕生日分から一人ひとりが保険料を納めます。75歳未満の方で申請により資格を取得した方は、その月分から納めます。

保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

納付方法は、「特別徴収」(年金からの引き落とし)と「普通徴収」(納付書払い・口座振替)の2通りです。

※普通徴収による納付については、91ページ「市税等の納付方法」をご覧ください。

療養・葬祭費の給付

種類	状態・状況等	給付額等	その他
療養費	●旅行中や急病等やむをえず「被保険者証」を提示できずに医療機関にかかったとき。 ●あんま、はり、きゅう(医師の同意が必要)、柔道整復師による施術を受けたとき。 ●医師が治療上必要と認めたコルセット等の補装具をつけたとき。 ●やむをえず海外で医療を受けたとき。	医療費の全額を支払ったとき、申請により支払った費用の一部の払い戻しが受けられます。	それぞれ必要な添付書類があります。
高額療養費	●同一月に医療機関へ支払った金額が自己負担限度額を超えたとき(保険対象でない費用は除く)。	所得区分ごとに設定され、外来のみの場合は被保険者ごと、入院のあった月は世帯単位で計算します。	該当した方には診療月から約4カ月後に広域連合からご案内を送付します。
高額介護合算療養費	●医療保険と介護保険の給付を受け、1年間に支払った自己負担額を合算して自己負担限度額を超えたとき。	所得区分ごとに設定され、世帯合算して計算します。	該当した方には広域連合から申請書を送付します。
葬祭費	●加入している方が死亡し、葬儀を行ったとき。	50,000円	必要な添付書類があります。

国民年金

問保険年金課 国保年金係 ☎60-1837

国民年金の対象者・保険料

対象者	保険料
第1号被保険者 20歳以上60歳未満で、自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等の方	月額16,980円(令和6年度) ○将来年金を多く受けるため、月額400円の付加保険料を納めることができます。(国民年金基金加入者を除く) ○保険料は納期限から2年間を過ぎると納めることができなくなります。 ○退職等の事情により保険料の納付が困難な方、学生の方には、保険料が免除や猶予される制度があります。(所得要件有)
第2号被保険者 厚生年金保険に加入している方	厚生年金保険料として給料から控除されます。
第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方	ご自身で納める必要はありません。配偶者の勤務先での手続きが必要です。
任意加入被保険者 ①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方 ②海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方 ③老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方	月額16,980円(令和6年度) ○将来年金を多く受けるため、月額400円の付加保険料を納めることができます。(国民年金基金加入者を除く) ○①③については原則、口座振替になります。

※厚生年金保険については、武蔵野年金事務所(☎56-1411)へお問い合わせください。

旧軍人・軍属に対する恩給

旧軍人・軍属を退職された当時の本籍地の都道府県庁へお問い合わせください。

手続きが必要なとき

手続きの種類	届出に必要なもの(※)	届出窓口
第2号被保険者の方が退職したとき 第3号被保険者の方が扶養から外れたとき	年金手帳または基礎年金番号通知書 退職日・削除日等のわかるもの (離職票・健康保険資格喪失証明書等)	保険年金課国保年金係国民年金担当または各市政センター
付加保険料を納めたいとき	年金手帳または基礎年金番号通知書	
免除・納付猶予申請	年金手帳または基礎年金番号通知書 雇用保険受給資格者証・離職票等	保険年金課国保年金係国民年金担当または武蔵野年金事務所 ☎56-1411
学生納付特例申請	年金手帳または基礎年金番号通知書・学生証	
口座振替を希望するとき	年金手帳または基礎年金番号通知書・預金通帳・届出印	金融機関または武蔵野年金事務所 ☎56-1411

※上記のほかに、マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できる書類及び運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。また、代理人が届出する場合は事前にお問い合わせください。

国民年金の給付の種類

問 保険年金課国保年金係 ☎60-1837
武蔵野年金事務所 ☎56-1411

種類	給付の条件
老齢基礎年金	10年以上保険料を納めた方（保険料免除期間含む）に65歳から支給。希望すれば60歳から受けられますが、年金額は減額されます。
障害基礎年金	国民年金加入中、または20歳前に初診日のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表1級・2級の状態にあるときに支給。一定の保険料納付要件あり。20歳前の場合は、所得制限あり。60歳～65歳でも該当する場合あり。
遺族基礎年金	国民年金に加入している方や、老齢基礎年金を受ける資格のある方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた18歳到達年度の末日までにある（障害者は20歳未満の）子のある配偶者、または子に支給。死亡した方が一定の保険料納付要件を満たしていることが必要。
寡婦年金	第1号被保険者として老齢基礎年金を受けられる資格のある夫が年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給
付加年金	第1号被保険者として付加保険料を納めた方に老齢基礎年金と併せて支給
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を36月以上納めた方が年金を受けずに死亡したときにその遺族に支給
特別障害給付金	平成3年3月以前国民年金の「任意加入対象」であった学生、または昭和61年3月以前国民年金の「任意加入対象」であった厚生年金保険等加入者の配偶者（専業主婦等）で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の状態にある方
年金生活者支援給付金	【老齢基礎年金】 ①65歳以上で老齢基礎年金を受けている。 ②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。 ③前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得等）との合計額が、約87万円以下である。
	【障害基礎年金・遺族基礎年金】 ①障害基礎年金または遺族基礎年金を受けている。 ②前年の所得額が、約472万円（※）以下である。 ※扶養親族の種類に応じて増額あり。

選挙・議会

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎60-1893

選挙権

日本国民で年齢満18歳以上の方は選挙権を有します。ただし、地方公共団体の議会の議員および長の選挙権は、同一の市区町村内に引き続き3カ月以上住んでいることが必要です。

選挙人名簿の登録

選挙で投票するためには選挙権を有しているだけでなく選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月、12月に行う定時登録と選挙のつど行う選挙時登録があります。

在外選挙制度

国外に居住していても、国政選挙に投票できる制度です。投票をするには在外選挙人名簿への登録申請が必

要です。出国前に市の窓口で申請する方法（出国時申請）と、出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館等に申請する方法（在外公館申請）があります。

期日前投票・不在者投票

投票日に投票所に行くことができない場合に、選挙の告（公）示日の翌日から投票日前日までの間に期日前投票ができます。

また、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している方や指定されている病院・老人ホームに入院等をしている方、一定以上の障害があり郵便等投票証明書をお持ちの方は、市の設置する投票所以外で不在者投票をすることができます。



選挙についてより詳しい内容をご覧になりたい方は、**選挙管理委員会ホームページ**へ。

直接請求

- ① 問 総務課
- ② 問 監査委員事務局
- ③ 問 選挙管理委員会事務局

市民は、法令の手続きに従って、条例の制定・改廃、監査の請求のほか、市長・議員等の解職、議会の解散等の直接請求ができます。請求には、地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者による一定の数の署名が必要です。

請求の種類	請求先	必要数
① 条例の制定・改廃	市長	選挙権を有する者の総数の50分の1の数
② 事務の監査請求	監査委員	選挙権を有する者の総数の50分の1の数
③ 市長・議員の解職、議会の解散	選挙管理委員会	選挙権を有する者の総数の3分の1の数

※このほか主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求があります。

